

大分県報

令和四年
号外（六七）
九月三十日

（金曜日）

目次

企業局管理規程

大分県企業局職員就業規程の一部改正……………

企業局訓令

大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程の一部改正……………

臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………

大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………

○企業局管理規程

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月三十日

大分県企業局長 磯田健

大分県企業局管理規程第十一号

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十二の項中「八週間を」を「一年を」に改める。

附則

この規程は、令和四年十月一日から施行する。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第六号

本局

令和四年九月三十日

事業所

大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

大分県企業局長 磯田健

第五条第二項第二号中「をして」を「をして」に改め、同号に次のように加える。
「（次に掲げる育児休業を除く。）をして」を「（次に掲げる育児休業を除く。）をして」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）第三条の規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

第十一条第二項第二号中「をして」を「をして」に改め、同号に次のように加える。
「（次に掲げる育児休業を除く。）をして」を「（次に掲げる育児休業を除く。）をして」に改める。

附則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

大分県企業局訓令第七号

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

大分県企業局長 磯田健

第十八条第一項中「の」を「その他の法令の」に改める。
別表第二の十の項中「八週間を」を「一年を」に改める。

大分県報号外（企業局管理規程・企業局訓令）

一

第四号様式中「~~地方公務員共済組合~~」を「~~府令~~」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

大分県企業局訓令第八号

本 局
事 業 所

大分県企業局会計年度任用職員に関する規程（令和二年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

大分県企業局長 磯 田 健

第二十四条第二項中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に、「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改める。

第二十七条中「健康保険」を「地方公務員共済組合」に改める。
別表第二の十の項中「八週間」を「二年」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。